

Q.

ベトナム現地子会社の工場を増設するため、日本の金融機関からの米ドル建て直接融資（クロスボーダーローン）の活用を検討しています。ベトナム現地法人が当該ローンを受けるにあたって、現地の法規制や留意点を教えてください。（製造業）

A.

ベトナムの外貨管理制度上、在ベトナム企業は、実需に応じて海外からの外貨建ローンを受けることができます。ただし、1年超の中・長期期借入に関しては、中央銀行の管理監督にかかる各種法規制に留意する必要があります。

具体的な検討に際しては、お取引信用金庫を通じてご相談ください。

解説

1. 海外からのローンにかかる法規制概要

ベトナムは、中央銀行（ベトナム国家銀行）の介入によって為替レートを一定水準に維持する管理フロート制を導入し、為替管理を行っています。

在ベトナム企業は、実需に応じて海外からの外貨建ローンを受けることができます。

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)